

令和4年度

事業計画書

社会福祉法人 愛光会
養護盲老人ホーム 胎内やすらぎの家
特別養護老人ホーム第二胎内やすらぎの家

老人福祉施設倫理綱領

老人福祉施設は、わが国を豊かでやすらぎのある高齢社会とするために大きな役割を担っており、そこに働く私たちには、すべての国民から、大きな期待が寄せられています。

この期待に応えるためには、関係法令を遵守するだけにとどまらず、利用者に対しノーマライゼーションと人権尊重の理念に基づき、専門的なサービスを提供する義務があり、社会の信頼に応えるために、公平・公正なサービスの実現に努める必要があります。

私たちは、このような自覚と決意をさらに強固なものとするため、老人福祉施設で働くすべての人々が厳守すべき『老人福祉施設倫理綱領』をここに定めます。

1. 施設の使命

老人福祉施設は、地域社会の支持を受けて、高齢者が地域で安心して生活ができる拠点施設となることを使命とします。

2. 公平・公正な施設運営の遵守

老人福祉施設で働く私たちは、高齢者の生活と人権を擁護するため、自己点検を強化し、公平・公正な開かれた施設運営に努めます。

3. 利用者の生活の質の向上

老人福祉施設で働く私たちは、利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し可能性の実現と生活の質の向上に努めます。

4. 従事者の資質・専門性の向上

老人福祉施設で働く私たちは、常に誠意をもって質の高いサービスが提供できるよう、研修・研究に励み、専門性の向上に努めます。

5. 地域福祉の向上

老人福祉施設で働く私たちは、地域社会の一員としての自覚を持ち、保健医療等関連分野との連携を強化し、地域福祉の向上に努めます。

6. 国際的視野での活動

老人福祉施設で働く私たちは、諸外国との交流を促進し、国際的視野にたち、相互の理解を深め、福祉の推進に資するよう努めます。

【制定：平成5年5月12日】

社会福祉法人愛光会事業計画

－目 次－

1. 社会福祉法人 愛光会 理念	3
(基本方針)	
(運営方針)	
2. 令和4年度胎内やすらぎの家事業計画	5
(運営方針)	
I. 総務関係	
II. 援助目標	
III. 委員会	
IV. 令和4年度年間行事計画	
3. 令和4年度第二胎内やすらぎの家事業計画	9
(運営方針)	
I. 総務関係	
II. 援助目標	
III. 委員会	

私たちの理念

愛光会

心に愛の光を 胎内でやすらかな日々を

私たちは、常に高齢視覚障がい者や要介護者等に寄り添い
心の通う支援、介護サービスの提供に努めます。

皆様に喜ばれ、選ばれ、信頼され、地域に必要とされる
社会福祉法人を目指します。

[基本方針]

1. 利用者主体の支援を目指します。

利用される方々が望む生活に応えられるよう、人権を擁護し
プライバシーを尊重しながら、自己決定を大切にした支援をし
ます。

2. 安心して快適な生活が送れることを目指します。

利用される方々が、地域や施設の中で安心して快適に、その
人らしい日常生活をおくることができるよう、多様できめ細か
い支援をします。

3. 信頼される施設づくりを目指します。

効率的で透明性のある施設運営を行うとともに、利用される
方々の立場に立った正確な情報提供により、信頼される施設づ
くりをします。

4. 地域の福祉拠点としての施設づくりを目指します。

地域の方々から愛され、地域とともに発展する福祉拠点とし
て地域に開かれた施設づくりをします。

5. 質の高いサービスの提供を目指します。

時代の変化に適切に対応し、利用される方々の要望に沿った
サービス提供ができるよう、職員の資質の向上に努めます。

[運営方針]

1. 視覚障碍を持った利用者や介護を必要とする利用者が、健康を大切にしながら、安心してその人らしい生活を送ることができるようサービスの向上に努める。
2. 施設の機能を生かしながら、さまざまな機会をとらえて地域社会との交流を図り、地域福祉の発展に寄与できるよう努める。
3. 利用者の要望に応えられるように、職員研修を充実し、資質の向上を図る。
4. ボランティアや実習生等の受け入れを図るとともに、地域福祉団体との交流を促進する。
5. 施設広報誌「胎内やすらぎの家だより」を発行し、利用者家族や後援会員等の関係者に正確な情報を提供し、施設に対する理解を深めてもらう。
6. 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを提供できるように、事業継続体制の充実を図る。
7. 事故発生の防止と事故が発生した時に適切に対応するため、安全対策の充実を図る。

令和4年度 胎内やすらぎの家事業計画

[運営方針]

社会福祉法人愛光会の理念に基づき、視覚障害者の楽園となることを目標に、視覚障害に対応する専門的な支援を行うとともに、利用者並びにその家族との信頼関係を大切にしながら、個々の生活ニーズに応じた支援及び介護ニーズに対応したサービスを提供する。

I. 総務関係

- (1) 特別養護老人ホームと緊密な連絡調整を図りながら、一体的な運営を目指す。
- (2) 総務事務の省力化及び効率化を図る。
- (3) 特定施設入所者生活介護事業所として、支援及び介護が必要な利用者に対し、処遇計画により的確なサービスを提供するように努める。
- (4) 予算を効率的かつ計画的に執行し、財務規律の適正化を図る。
- (5) 建物・設備等の充実並びに保守管理を徹底し、維持費削減に努める。
- (6) 職員の採用及び定着を図るため、福利厚生の充実を図る。

II. 援助目標

利用者の意思及び人格を尊重し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになることを目標とする。

職員は利用者の自立支援・重度化防止を目指し、科学的介護情報システム（厚生労働省）と連携し、サービス評価に取り組みながら処遇計画に基づき支援する。また、地域福祉に目を向け、地域住民や在宅の視覚障害者との交流やショートステイの利用促進を図る。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 個 別 援 助 | 利用者の個別性を重視し、自立した快適で安全な生活が送れるように個別計画を立て、サービスを提供していく。 |
| (2) 日 常 生 活 | 生活全般にわたり見直しを行い、常に利用者の意見を取り入れながら、自立支援と日常生活動作の向上を図っていく。 |

- (3) 健康保持・増進 健康の大切さを第一に考え、日頃から心身の状態に配慮し、疾病予防、早期発見、事故防止に努めていく。
- (4) 食 生 活 利用者の希望を取り入れた献立や選択メニュー、バランスのとれた適温の食事を提供していく。
- (5) 行 事 生 活 生活に対する張りと潤いを持てるような行事を実施し、積極的な参加を呼び掛けていく。
- (6) ク ラ ブ 活 動 利用者の趣味や生きがいを大切にし、楽しいクラブ活動を計画していく。
- (7) 家 族 交 流 外出・外泊、長寿会等の各種行事を通して常に交流が保てるよう努めていく。
- (8) 地 域 交 流 地域住民との合同行事・交流会、ボランティアの積極的な受入れを通じ、理解を深めてもらうように努めていく。

III. 委員会

1. 運 営 委 員 会 施設の利用者に安全で楽しい生活を提供すると共に、施設の健全運営と継続的な発展を図るための対策を協議する。
2. 安全衛生委員会 職員を災害及び健康被害から守り、快適に勤務できる労働環境を整えるための対策を協議する。
3. 身体拘束適正化委員会 身体拘束廃止に向けて取り組むと共に、緊急やむを得ない場合の拘束の適正について検討する。
4. 介護事故対策委員会 介護事故が発生した場合の迅速適切な対応策及び円満な解決策を協議する。また、介護事故の未然防止並びに再発防止のための体制を整備する。
5. 感染対策委員会 感染症や食中毒の蔓延を防止するため、感染対策マニュアルに基づき対応方法を検討する。
6. 痰の吸引等安全対策委員会 口腔内の痰の吸引及び胃ろうによる経管栄養の業務を、適切かつ安全に実施するための体制を整備する。

7. 入所検討委員会	施設の利用順位を決定する。
8. 防災・防犯委員会	利用者の生活の安全を最重要課題として、日頃から防災防犯対策を検討する。
9. 施設P R委員会	施設運営の透明性を図り、信頼される施設となるため、ホームページや広報誌など多様な方法で施設の情報を発信し、施設のP Rを図る。
10. 行事企画委員会	利用者並びに家族からのアンケートを基に、利用者に喜んでもらえる行事を計画する。
11. 食事検討委員会	利用者の食事に関する意見や要望を献立に反映させ、また、安全な食事を提供するため、委託業者と食事全般について意見交換する。
12. 保健委員会	利用者が健康を維持し楽しく生活できるように、また職員が意欲をもって業務を遂行できるように個々の心身の健康を管理する。
13. 研修委員会	時代とともに多様化する利用者の要望に応えるため、積極的に研修に参加し職員のスキルアップを図る。新規採用職員に対する初任者研修や経験及び習熟度に応じた研修を計画する。
14. 地域交流推進委員会	地域と共に発展する福祉の拠点となるため、施設の設備などを開放した地域交流をとおして、地域における公益的な取り組みを計画する。
15. 業務改善委員会	5 S活動をいかして業務の改善及び効率化を図る。
16. 購買委員会	業務上必要な物品の購入及び出張販売等に対応する。
17. サービス向上委員会	利用者の要望に沿ったサービスが提供できるよう、サービス向上に向けた取り組みを行う。
18. 虐待防止委員会	身体的虐待等の防止に努め、ケアの向上を目指す。

令和4年度 年間行事計画

社会福祉法人「愛光会」
養護盲老人ホーム「胎内やすらぎの家」
特別養護老人ホーム「第二胎内やすらぎの家」

区分 月	法 人 本 部	管 理 運 営	防 災	行 事	給 食 (主な行事食)	保 健 衛 生	集 い
令和4年 4月		・防災防犯委員会 ・感染対策委員会 ・運営委員会(毎月) ・職員会議(毎月) ・安全衛生委員会(毎月)	・研修委員会 ・介護事故対策委員会 ・食事検討委員会(毎月) ・虐待防止委員会	・消防設備総合点検 ・施設設備自主点検(毎月)	・長寿会(毎月) ・花見 ・桜おこわ	・長寿会特別膳(毎月)	・精神衛生指導 ・感染対応訓練(隨時) ・口腔衛生指導
5月	・決算監査 ・第137回理事会	・ボイラー性能検査 ・広報誌「やすらぎだより(第169号)」		・川合神社参拝 ・グルメツアーア ・ショッピング	・山菜料理	・健康診断	
6月	・第6回定期評議員会	・冷房設備点検	・消防訓練 ・消防総合訓練	・ショッピング ・グルメツアーア		・食中毒防止指導	・集い
7月				・観音大祭と地蔵様祭 ・ショッピング ・グルメツアーア	・七夕献立 ・冷し中華	・夏バテ防止指導	
8月			・夜間消防訓練	・納涼祭 ・ショッピング ・グルメツアーア ・お盆法要	・お盆料理	・皮膚炎予防指導	・集い
9月		・冷房設備点検 ・広報誌「やすらぎだより(第170号)発行」		・敬老会 ・グルメツアーア ・ショッピング ・彼岸法要	・敬老会特別膳 ・おはぎ	・食中毒防止指導	
10月		・防災委員会 ・暖房設備点検	・消防設備点検	・大運動会 ・ショッピング ・グルメツアーア	・栗おこわ	・体力増進指導	・集い
11月					・舞茸ご飯	・健康診断 ・インフルエンザ予防指導 ・ノロウイルス予防指導	
12月				・餅つき大会	・雑煮餅 餡子餅 ・クリスマス献立 ・年越そば	・年末年始の健康管理指導	・集い
令和5年 1月		・暖房設備点検 ・広報誌「やすらぎだより(第171号)発行」		・新春バラエティショー ・レクタイム	・おせち料理	・皮膚疾患予防指導 ・骨折防止指導	
2月	・新年度事業計画(案) ・予算(案)作成			・節分(豆まき) ・のど自慢カラオケ大会		・脳卒中予防指導	・集い
3月	・第138回理事会 ・第10回臨時評議員会			・クラブ発表会 ・彼岸法要	・ぼた餅 ・ひな祭り献立	・持病予防指導	・入居者懇談会

令和4年度 第二胎内やすらぎの家事業計画

[運営方針]

社会福祉法人愛光会の理念に基づき、視覚障害に加え加齢により心身に障碍を持つ利用者一人ひとりの自立支援を目標に、適切な処遇計画のもと専門的なサービスの提供により、利用者の生活の質の向上に努める。

また、終の棲家となることを考慮し、看取り介護の体制を整え、穏やかに終末を迎えることができるよう、専門職によるチームがサービスを提供する。

I. 総務関係

「胎内やすらぎの家」事業計画に同じ。

II. 援助目標

利用者の意思及び人格を尊重し、食事等の介護や相談・援助を通してその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになることを目標とする。

職員は利用者の自立支援・重度化防止を目指し、科学的介護情報システム（厚生労働省）と連携し、サービス評価に取り組みながら処遇計画に基づき援助する。また、地域の福祉拠点として地域住民と連携を深めながら公益的な取組を図る。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 個別援助 | 利用者個々の人権を尊重し、自立性を高めた生活の維持と身体機能に合った処遇計画のもとサービスを提供していく。 |
| (2) 日常生活 | 「胎内やすらぎの家」事業計画に同じ。 |
| (3) 健康保持・増進 | 心身の健康保持を重点に、リハビリテーションに積極的に取り組むとともに、疾病の予防と事故防止に努めていく。 |
| (4) 食生活 | 一人ひとりの摂食状況に配慮しながら、利用者の希望を取り入れた献立やバランスのとれた適温の食事を提供していく。 |
| (5) 行事 | 「胎内やすらぎの家」事業計画に同じ。 |
| (6) クラブ活動 | 「胎内やすらぎの家」事業計画に同じ。 |
| (7) 家族交流 | 「胎内やすらぎの家」事業計画に同じ。 |
| (8) 地域交流 | 「胎内やすらぎの家」事業計画に同じ。 |

III. 委員会

「胎内やすらぎの家」事業計画に同じ。